



県 章

# 滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)  
9 月 28 日  
第 4487 号  
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

## 目 次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 告 示

- 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請 (循環社会推進課) ..... 1
- 都市計画事業の変更の認可 (下水道課) ..... 2
- 保安林の指定施業要件の変更の通知 (森林保全課) ..... 3
- 生活保護法による医療担当機関の開設者変更の届出 (健康福祉政策課) ..... 4
- 生活保護法による施術担当機関の指定 (健康福祉政策課) ..... 5
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援  
に関する法律による医療担当機関の開設者変更の届出 (健康福祉政策課) ..... 5
- 救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項に規定する救急病院 (医療政策課) ..... 5
- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等事業者の登録 (医療福祉推進課) ..... 5
- 道路区域の変更 (道路課) ..... 6
- 道路の供用開始 (道路課) ..... 6
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) ..... 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) ..... 13
- 入札参加者に必要な資格等 (監理課) ..... 18

### ○ 公 告

- 平成30年度技能検定 (随時実施する 2 級) 実施公告 (労働雇用政策課) ..... 18
- 平成30年度前期技能検定合格者公告 (労働雇用政策課) ..... 20
- 平成30年経営事項審査等実施公告 (監理課) ..... 28
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) ..... 31
- 建築士免許取消し公告 (建築課) ..... 31
- 一般競争入札の公告 (都市計画課) ..... 31
- 随意契約の相手方決定の公告 (管理課) ..... 35

### ○ 健康福祉事務所告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
廃止の届出 (甲賀) ..... 36

### ○ 病院事業庁規程

- ※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正 ..... 36

### ○ 正 誤

- 平成28年 9 月 21 日付け第4207号滋賀県告示第424号中 ..... 38

## 告 示

### 滋賀県告示第392号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第15条の 2 の 6 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第 2 項において準用する同法第15条第 4 項に基づき、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、滋賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成30年 9 月 28 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (1) 氏名または名称 公益財団法人滋賀県環境事業公社
  - (2) 住所 甲賀市甲賀町神645番地
  - (3) 代表者の氏名 理事長 三日月大造
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 甲賀市甲賀町神字藤木581番2外85筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 管理型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじんおよび13号廃棄物(石綿含有産業廃棄物および水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
- 5 申請年月日 平成30年9月14日
- 6 縦覧場所  
滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県甲賀環境事務所 甲賀市水口町水口6200  
甲賀市市民環境部生活環境課 甲賀市水口町水口6053番地
- 7 縦覧の期間および時間 平成30年9月28日(金)から同年10月29日(月)までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 意見書の提出期間、提出先および記載事項
  - (1) 提出期間 平成30年9月28日(金)から同年11月12日(月)まで
  - (2) 提出先 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課廃棄物対策室廃棄物指導係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3474
  - (3) 記載事項(日本語で記載するものとする。) 氏名、住所、対象事業の名称および生活環境保全上の見地からの意見

**滋賀県告示第393号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成28年滋賀県告示第154号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成30年9月28日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市(大津)公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和37年3月31日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

**滋賀県告示第394号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成28年滋賀県告示第154号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成30年9月28日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市(藤尾)公共下水道
- 3 事業施行期間 平成3年6月1日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

**滋賀県告示第395号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成28年滋賀県告示第155号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成30年9月28日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市(湖南中部)公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年10月13日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 昭和51年滋賀県告示第578号、昭和57年滋賀県告示第138号、昭和58年滋賀県告示第701号、昭和61年滋賀県告示第323号、昭和62年滋賀県告示第144号、平成元年滋賀県告示第385号、平成3年滋賀県告示第608号、平成10年滋賀県告示第162号、平成13年滋賀県告示第148号、平成17年滋賀県告示第414号、平成21年滋賀県告示第236号、平成22年滋賀県告示第249号、平成26年滋賀県告示第119号および平成28年滋賀県告示第155号の事業地のうち、大津市月輪三丁目、瀬田五丁目、上田上中野町字西山、大石東二丁目、大石東六丁目および大石中三丁目を変更し、平野二丁目を追加する。

#### 滋賀県告示第396号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成28年滋賀県告示第156号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成30年9月28日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 大津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 大津市(湖西)公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年12月28日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 昭和35年滋賀県告示第13号、昭和57年滋賀県告示第671号、昭和59年滋賀県告示第707号、昭和60年滋賀県告示第57号、昭和61年滋賀県告示第322号、昭和62年滋賀県告示第126号、昭和63年滋賀県告示第145号、平成元年滋賀県告示第237号、平成元年滋賀県告示第386号、平成2年滋賀県告示第49号、平成3年滋賀県告示第554号、平成4年滋賀県告示第342号、平成5年滋賀県告示第40号、平成7年滋賀県告示第168号、平成7年滋賀県告示第409号、平成9年滋賀県告示第387号、平成10年滋賀県告示第412号、平成13年滋賀県告示第149号、平成13年滋賀県告示第165号、平成14年滋賀県告示第125号、平成18年滋賀県告示第891号、平成19年滋賀県告示第189号、平成22年滋賀県告示第240号、平成26年滋賀県告示第117号および平成28年滋賀県告示第119号の事業地から、大津市本堅田および下坂本南を削除する。

#### 滋賀県告示第397号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第398号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、米原市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
 

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第399号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
 

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第400号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき医療扶助のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから開設者変更の届出があった。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	医療機関の所在地	旧開設者の氏名 または名称	新開設者の氏名 または名称	変更年月日
ユタカ薬局日野	蒲生郡日野町大字松尾 字畑ヶ田948番10	羽田洋行	浅井家康	平成30.6.20
ユタカ薬局竜王	蒲生郡竜王町大字小口	羽田洋行	浅井家康	平成30.6.20

	1664番地 1			
--	----------	--	--	--

#### 滋賀県告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための施術担当機関として、次のものを指定した。

平成30年 9月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
小 菅 良 一	建考堂和	犬上郡豊郷町大町297	平成30. 8. 16

#### 滋賀県告示第402号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき法による医療支援給付のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから開設者変更の届出があった。

平成30年 9月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

医療機関の名称	医療機関の所在地	旧開設者の氏名 または名称	新開設者の氏名 または名称	変更年月日
ユタカ薬局日野	蒲生郡日野町大字松尾 字畑ヶ田948番10	羽田洋行	浅井家康	平成30. 6. 20
ユタカ薬局竜王	蒲生郡竜王町大字小口 1664番地 1	羽田洋行	浅井家康	平成30. 6. 20

#### 滋賀県告示第403号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

平成30年 9月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

医療機関の名称	開 設 者	所 在 地	認 定 期 限
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市	近江八幡市土田町1379番地	平成33. 9. 30

#### 滋賀県告示第404号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定に基づき、登録<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等事業者として、次の者を登録した。

平成30年 9月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	実施する <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等業務	登録年月日	登録番号
特別養護老人ホーム樹の郷	甲賀市水口町山字柳谷3309	社会福祉法人信楽福祉会 理事長 岩永峯	甲賀市信楽町牧字小屋カイト	実施する <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等業務 <sup>くう</sup> 口腔内の <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引 <sup>くう</sup> 鼻腔内の <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引	平成30. 9. 1	251126091

	番地	一	1159番地	胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養		
樹の郷ショー トステイサー ビス	甲賀市水口町 山字柳谷3309 番地	社会福祉法人信 楽福社会 理事長 岩永峯 一	甲賀市信楽町牧 字小屋カイト 1159番地	口腔内の喀痰 吸引 鼻腔内の喀痰 吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	平成30.9.1	251126092

滋賀県告示第405号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成30年9月28日から平成30年10月12日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	六地藏草津線	栗東市川辺字高橋59番1地先から	変更後	最小 6.7m 最大 16.6m	117.5m	う回路設置に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のおり
		栗東市川辺字高橋235番地先まで	変更前	最小 5.4m 最大 8.7m	111.7m	

滋賀県告示第406号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成30年9月28日から平成30年10月12日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
六地藏草津線	栗東市川辺字高橋59番1地先から 栗東市川辺字高橋235番地先まで	平成30.10.1	L=117.5m

滋賀県告示第407号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
坂谷 1201010	大津市葛川坂下町	次の図のとおり	土石流
エビス谷 1201007	大津市葛川中村町	次の図のとおり	土石流
三舞谷 1201005	大津市葛川梅ノ木町	次の図のとおり	土石流
滝ノ谷 1201004	大津市葛川梅ノ木町	次の図のとおり	土石流
貫井川 1201002	大津市葛川貫井町・梅ノ木町	次の図のとおり	土石流
八幡谷 1201001	大津市葛川細川町	次の図のとおり	土石流
瀬谷 3201270	大津市葛川町居町・坊村町	次の図のとおり	土石流
逆谷 3201272	大津市葛川坂下町	次の図のとおり	土石流
丹出川支流__1 3201018	大津市小野	次の図のとおり	土石流
真野川__2 1201246	大津市伊香立生津町・上在地町・北在地町・下在地町	次の図のとおり	土石流
和邇川支流__2 2201272	大津市伊香立下龍華町・栗原	次の図のとおり	土石流
和邇川支流__3 2201273	大津市伊香立途中町	次の図のとおり	土石流
和邇川支流__4 2201274	大津市伊香立途中町	次の図のとおり	土石流
真野川__3 1201247	大津市伊香立北在地町・上在地町	次の図のとおり	土石流
貫井__6 I-1130	大津市葛川貫井町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂下__20 I-1718	大津市葛川坂下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂下__22 I-1006	大津市葛川坂下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂下__21 II-1361	大津市葛川坂下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中村__3 I-1509	大津市葛川中村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅ノ木 I-1507	大津市葛川梅ノ木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅ノ木__5 II-1362	大津市葛川梅ノ木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅ノ木__6 II-1363	大津市葛川梅ノ木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坊村__7 I-1131	大津市葛川坊村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中村__4 I-1142	大津市葛川中村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗原__8 II-1365	大津市栗原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小野__2 II-1366	大津市小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小野__3 II-1367	大津市小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北浜__8 II-1368	大津市和邇北浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北浜__9 I-1132	大津市和邇北浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北浜__10 II-1369	大津市和邇北浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北浜__11 II-1370	大津市和邇北浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高城__6 I-1133	大津市和邇高城	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高城__1 I-1753	大津市和邇高城	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高城__7 I-1134	大津市和邇高城	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和邇春日__2 I-1135	大津市和邇春日一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高城__3 I-1755	大津市和邇春日二丁目・和邇高城	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和邇春日__3 II-1371	大津市和邇春日二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和邇春日__4 I-1136	大津市和邇春日三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊香立下在地町__4 II-1372	大津市伊香立下在地町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊香立下在地町__5 II-1373	大津市伊香立下在地町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下龍華__24 II-1374	大津市伊香立下龍華町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上龍華__17 I-1014	大津市伊香立下龍華町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

下龍華__25 II-1375	大津市伊香立下龍華町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊香立向在地町__1 II-1075	大津市伊香立向在地町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊香立上在地町__2 I-1137	大津市伊香立上在地町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上龍華__16 I-1138	大津市伊香立上途中町・伊香立上龍華町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上龍華__18 II-1384	大津市伊香立上龍華町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上龍華__15 II-1376	大津市伊香立上龍華町・栗原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
途中__33 I-1011	大津市伊香立途中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
途中__34 I-1720	大津市伊香立途中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
途中__32 I-1139	大津市伊香立途中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
途中__31 II-1377	大津市伊香立途中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南庄__16 II-1378	大津市伊香立南庄町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊香立南庄町__2 II-1078	大津市伊香立南庄町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊香立南庄町__1 I-1764	大津市伊香立南庄町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県大津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第408号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荒川支流 1362156	湖南省三雲	次の図のとおり	土石流
荒川支流 1362157	湖南省三雲	次の図のとおり	土石流
野洲川支流 1362158	湖南省三雲	次の図のとおり	土石流
野洲川支流 2362150	湖南省三雲	次の図のとおり	土石流
野洲川支流 2362151	湖南省三雲	次の図のとおり	土石流
野洲川支流 2362152	湖南省三雲	次の図のとおり	土石流
野洲川支流 1362063	湖南省三雲	次の図のとおり	土石流
野洲川支流 2362070	湖南省三雲	次の図のとおり	土石流
西山川支流 1362153	湖南省三雲	次の図のとおり	土石流
荒川西流支流 1362154	湖南省三雲	次の図のとおり	土石流
荒川西流支流 1362155	湖南省三雲	次の図のとおり	土石流
大砂川支流 1362152	湖南省吉永	次の図のとおり	土石流
大砂川 3362150	湖南省吉永	次の図のとおり	土石流
大砂川 3362151	湖南省吉永	次の図のとおり	土石流
だて川支流 3362152	湖南省吉永	次の図のとおり	土石流
大砂川支流 1362052	湖南省夏見・吉永	次の図のとおり	土石流
大砂川支流 1362069	湖南省夏見・吉永	次の図のとおり	土石流
広野川支流 1362167	湖南省柑子袋・東寺一丁目	次の図のとおり	土石流
広野川支流 1362168	湖南省柑子袋	次の図のとおり	土石流
落合川支流 2362159	湖南省柑子袋	次の図のとおり	土石流
宮川支流 1361011	湖南省石部緑台一丁目・石部緑台二丁目	次の図のとおり	土石流



宮川支流 2361006	湖南省市石部西二丁目	次の図のとおり	土石流
宮川支流 2361007	湖南省市石部西二丁目	次の図のとおり	土石流
宮川支流 2361008	湖南省市石部西二丁目	次の図のとおり	土石流
立石川支流 1361012	湖南省市雨山一丁目・宝来坂三丁目	次の図のとおり	土石流
立石川支流 1361013	湖南省市雨山一丁目・宝来坂三丁目	次の図のとおり	土石流
立石川支流 2361011	湖南省市宝来坂一丁目・丸山一丁目・石部が丘二丁目	次の図のとおり	土石流
広野川支流 1361004	湖南省市東寺・東寺三丁目・東寺五丁目	次の図のとおり	土石流
長谷 1361014	湖南省市東寺・東寺二丁目・東寺三丁目・東寺四丁目・東寺五丁目	次の図のとおり	土石流
広野川支流 2361013	湖南省市東寺・東寺三丁目・東寺四丁目・東寺五丁目	次の図のとおり	土石流
広野川 3361011	湖南省市東寺三丁目・東寺四丁目・東寺五丁目	次の図のとおり	土石流
北浦川支流 2361012	湖南省市西寺・西寺六丁目	次の図のとおり	土石流
思川支流 1362165	湖南省市岩根	次の図のとおり	土石流
思川支流 1362163	湖南省市岩根	次の図のとおり	土石流
思川支流 1362164	湖南省市岩根	次の図のとおり	土石流
岩根谷川 1362129	湖南省市岩根	次の図のとおり	土石流
野洲川支流 1362162	湖南省市岩根	次の図のとおり	土石流
思川支流 2362068	湖南省市岩根	次の図のとおり	土石流
地藏谷 2362069	湖南省市岩根	次の図のとおり	土石流
野洲川支流 2362156	湖南省市岩根	次の図のとおり	土石流
野洲川支流 2362155	湖南省市正福寺	次の図のとおり	土石流
大山川支流 1362160	湖南省市菩提寺	次の図のとおり	土石流
大谷川支流 2362153	湖南省市菩提寺	次の図のとおり	土石流
野洲川支流 2362154	湖南省市菩提寺	次の図のとおり	土石流
谷川支流 3362153	湖南省市菩提寺	次の図のとおり	土石流
大山川支流 1362161	湖南省市菩提寺・菩提寺西四丁目・菩提寺西六丁目・菩提寺西七丁目	次の図のとおり	土石流
大山川 1362118	湖南省市菩提寺・近江台一丁目	次の図のとおり	土石流
大山川支流 1362159	湖南省市菩提寺・サイドタウン四丁目	次の図のとおり	土石流
野神川支流 1362166	湖南省市岩根	次の図のとおり	土石流
野神川支流 2362157	湖南省市岩根	次の図のとおり	土石流
野神川支流 2362158	湖南省市岩根	次の図のとおり	土石流
野神川支流 3362154	湖南省市岩根	次の図のとおり	土石流
野神川支流 3362155	湖南省市岩根	次の図のとおり	土石流
野神川支流 3362156	湖南省市岩根	次の図のとおり	土石流
茶釜川支流 1362150	湖南省市岩根・水戸町	次の図のとおり	土石流
茶釜川支流 1362151	湖南省市岩根・水戸町	次の図のとおり	土石流
三雲(9) I-3330	湖南省市三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三雲(13) I-3333	湖南省市三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三雲(14) I-3334	湖南省市三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三雲(18) II-3365	湖南省市三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三雲(19) II-3366	湖南省市三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三雲(20) II-3367	湖南省市三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉永(2) I-3329	湖南省市吉永・三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

三雲(23) II-3738	湖南市三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三雲(10) II-3359	湖南市三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三雲(11) I-3331	湖南市三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三雲(12) I-3332	湖南市三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三雲(21) II-3360	湖南市三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三雲(22) II-3361	湖南市三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三雲(15) II-3362	湖南市三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三雲(16) II-3363	湖南市三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三雲(17) II-3364	湖南市三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉永(1) I-3328	湖南市吉永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉永(3) II-3358	湖南市吉永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏見(3) III-3752	湖南市夏見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
針(3) I-3342	湖南市針	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柑子袋(1) II-3733	湖南市柑子袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柑子袋(4) I-3343	湖南市柑子袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柑子袋(5) I-3344	湖南市柑子袋・東寺一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柑子袋(6) I-3345	湖南市柑子袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柑子袋(7) I-3346	湖南市柑子袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五軒茶屋(1) I-3701	湖南市石部緑台二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五軒茶屋(2) II-3701	湖南市石部緑台一丁目・石部緑台二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柿ヶ沢(3) II-3702	湖南市石部西二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岡出(2) II-3371	湖南市石部西一丁目・岡出二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岡出(3) I-3335	湖南市宝来坂三丁目・岡出一丁目・岡出二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宝来坂(2) II-3704	湖南市宝来坂三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宝来坂(3) I-3336	湖南市宝来坂四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宝来坂(4) I-3337	湖南市雨山一丁目・宝来坂三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石部南(1) I-3339	湖南市石部南八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石部南(2) II-3369	湖南市石部南三丁目・石部南五丁目・東寺四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東寺 I-3709	湖南市東寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東寺(2) II-3370	湖南市東寺・東寺五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西寺(10) II-3372	湖南市西寺二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山(1) II-3708	湖南市丸山二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山(3) I-3338	湖南市丸山一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山(4) II-3368	湖南市丸山二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩根(7) II-3724	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩根(15) I-3325	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩根(18) II-3353	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩根(19) II-3354	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩根(10) II-3719	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩根(11) I-3321	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩根(12) I-3322	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩根(13) I-3323	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩根(14) I-3324	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩根(17) II-3352	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菩提寺(28) I-3340	湖南市菩提寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

菩提寺(29) II-3373	湖南省菩提寺・菩提寺東一丁目・菩提寺西一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菩提寺(8) II-3716	湖南省菩提寺・近江台二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菩提寺(9) I-3711	湖南省菩提寺・近江台一丁目・近江台二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菩提寺(31) I-3341	湖南省菩提寺・近江台二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菩提寺(30) II-3374	湖南省菩提寺・サイドタウン四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菩提寺(20) II-3653	湖南省サイドタウン三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下田(12) II-3355	湖南省下田・日枝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下田(13) II-3356	湖南省下田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下田(14) II-3357	湖南省下田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩根(16) I-3326	湖南省岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大池町(1) I-3719	湖南省大池町・岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水戸町(1) II-3725	湖南省水戸町・岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水戸町(2) I-3327	湖南省水戸町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県甲賀土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第409号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
シル谷 1402009	東近江市五個荘川並町	次の図のとおり	土石流
佐目(1) II-4760	東近江市佐目町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
政所 4037	東近江市政所町	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県東近江土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第410号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
牧(2) II-4712	近江八幡市牧町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牧(3) II-4713	近江八幡市牧町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石寺(6) I-4738	近江八幡市安土町石寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県東近江土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第411号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に

より、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
余呉川支流 3503076	長浜市余呉町中之郷	次の図のとおり	土石流
大川支流 1504054	長浜市西浅井町余	次の図のとおり	土石流
集福寺川支流 1504125	長浜市西浅井町集福寺	次の図のとおり	土石流
大川支流 2504126	長浜市西浅井町塩津中	次の図のとおり	土石流
大浦川支流 3504122	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流
大浦川支流 3504123	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流
大浦川支流 3504124	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流
淀川支流 3504127	長浜市西浅井町塩津浜	次の図のとおり	土石流
菅浦(7) II-7849	長浜市西浅井町菅浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中之郷(10) III-7742	長浜市余呉町中之郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所木之本支所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第412号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
清水谷(1) 2521043	高島市マキノ町森西	次の図のとおり	土石流
北川支流(9) 1523006	高島市朽木能家	次の図のとおり	土石流
北川支流(10) 2523004	高島市朽木能家	次の図のとおり	土石流
北川支流(11) 2523005	高島市朽木能家	次の図のとおり	土石流
北川支流(12) 2523006	高島市朽木能家	次の図のとおり	土石流
ミズヤ谷(1) 2523007	高島市朽木能家	次の図のとおり	土石流
針畑川支流(11) 1523014	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	土石流
針畑川支流(12) 2523017	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	土石流
針畑川支流(13) 2523018	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	土石流
針畑川支流(14) 2523036	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	土石流
海津(8) I-8003	高島市マキノ町海津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野口(12) I-8707	高島市マキノ町野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白谷(2) II-8702	高島市マキノ町白谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅原(6) I-8750	高島市今津町梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅原(7) II-8740	高島市今津町梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川(5) I-8762	高島市朽木荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏(9) I-8771	高島市朽木柏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏(10) II-8757	高島市朽木宮前坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能家(6) I-8782	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能家(7) I-8783	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能家(8) II-8780	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能家(9) II-8781	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

小入谷(1) II-8786	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小入谷(2) II-8788	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小入谷(3) II-8790	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小入谷(4) II-8791	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小入谷(5) II-8794	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県高島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第413号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
エビス谷 1201007	大津市葛川中村町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
三舞谷 1201005	大津市葛川梅ノ木町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
滝ノ谷 1201004	大津市葛川梅ノ木町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
溺谷 3201270	大津市葛川町居町・坊村町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
逆谷 3201272	大津市葛川坂下町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
丹出川支流__1 3201018	大津市小野	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
和邇川支流__2 2201272	大津市伊香立下龍華町・栗原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
真野川__3 1201247	大津市伊香立北在地町・上在地町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
貫井__6 I-1130	大津市葛川貫井町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂下__20 I-1718	大津市葛川坂下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂下__22 I-1006	大津市葛川坂下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂下__21 II-1361	大津市葛川坂下町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村__3 I-1509	大津市葛川中村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅ノ木 I-1507	大津市葛川梅ノ木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坊村__7 I-1131	大津市葛川坊村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村__4 I-1142	大津市葛川中村町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小野__2 II-1366	大津市小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小野__3 II-1367	大津市小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北浜__8 II-1368	大津市和邇北浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北浜__9 I-1132	大津市和邇北浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北浜__10 II-1369	大津市和邇北浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北浜__11 II-1370	大津市和邇北浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高城__6 I-1133	大津市和邇高城	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高城__1 I-1753	大津市和邇高城	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高城__7 I-1134	大津市和邇高城	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和邇春日__2 I-1135	大津市和邇春日一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高城__3 I-1755	大津市和邇高城	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊香立下在地町__4	大津市伊香立下在地町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

II-1372					
下龍華_25 II-1375	大津市伊香立下龍華町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
上龍華_16 I-1138	大津市伊香立上龍華町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
途中_33 I-1011	大津市伊香立途中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
途中_34 I-1720	大津市伊香立途中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
途中_32 I-1139	大津市伊香立途中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
途中_31 II-1377	大津市伊香立途中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第414号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
荒川支流 1362156	湖南市三雲	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
荒川支流 1362157	湖南市三雲	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
野洲川支流 1362158	湖南市三雲	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
野洲川支流 2362150	湖南市三雲	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
野洲川支流 2362151	湖南市三雲	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
野洲川支流 2362152	湖南市三雲	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
野洲川支流 1362063	湖南市三雲	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
西山川 1362010	湖南市三雲	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
荒川西流支流 1362011	湖南市三雲	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
荒川西流 1362013	湖南市三雲	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大砂川 3362151	湖南市吉永	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
宮川支流 1361011	湖南市石部緑台一丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
立石川支流 1361012	湖南市雨山一丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
広野川支流 1361004	湖南市東寺	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
広野川支流 2361013	湖南市東寺五丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
広野川 3361011	湖南市東寺三丁目・東寺四丁目・東寺五丁目	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
北浦川支流 2361012	湖南市西寺	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
思川支流 1362165	湖南市岩根	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
思川支流 1362163	湖南市岩根	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
思川支流 1362164	湖南市岩根	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
思川支流 2362068	湖南市岩根	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
野洲川支流 2362156	湖南市岩根	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
宮の谷 1362006	湖南市岩根	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
田島川 1362009	湖南市岩根	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
高田砂川支流 1362001	湖南市正福寺	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大山川支流 1362160	湖南市菩提寺	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
谷川支流 3362153	湖南市菩提寺	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大山川 1362118	湖南市菩提寺・近江台	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

	一丁目			
大山川支流 1362159	湖南省菩提寺	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
野神川支流 2362157	湖南省岩根	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
野神川支流 3362155	湖南省岩根	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
野神川支流 3362156	湖南省岩根	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
三雲(9) I-3330	湖南省三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三雲(13) I-3333	湖南省三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三雲(14) I-3334	湖南省三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三雲(19) II-3366	湖南省三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三雲(20) II-3367	湖南省三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
吉永(2) I-3329	湖南省吉永・三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三雲(23) II-3738	湖南省三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三雲(10) II-3359	湖南省三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三雲(11) I-3331	湖南省三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三雲(12) I-3332	湖南省三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三雲(21) II-3360	湖南省三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三雲(22) II-3361	湖南省三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三雲(15) II-3362	湖南省三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三雲(16) II-3363	湖南省三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三雲(17) II-3364	湖南省三雲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
吉永(1) I-3328	湖南省吉永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
吉永(3) II-3358	湖南省吉永	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
夏見(3) III-3752	湖南省夏見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
針(3) I-3342	湖南省針	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平松① I-3721	湖南省平松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柑子袋(1) II-3733	湖南省柑子袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柑子袋(4) I-3343	湖南省柑子袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柑子袋(5) I-3344	湖南省柑子袋・東寺一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柑子袋(6) I-3345	湖南省柑子袋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石部⑩ I-3706	湖南省石部東八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五軒茶屋(1) I-3701	湖南省石部緑台二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五軒茶屋(2) II-3701	湖南省石部緑台一丁目・石部緑台二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柿ヶ沢(3) II-3702	湖南省石部西二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石部④ I-3702	湖南省石部西二丁目・石部緑台一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石部西 I-3704	湖南省石部西一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡出(2) II-3371	湖南省石部西一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡出(3) I-3335	湖南省宝来坂三丁目・岡出一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宝来坂(2) II-3704	湖南省宝来坂三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宝来坂(3) I-3336	湖南省宝来坂四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宝来坂(4) I-3337	湖南省雨山一丁目・宝来坂三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石部南(1) I-3339	湖南省石部南八丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石部南(2) II-3369	湖南省石部南三丁目・東寺四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

東寺 I-3709	湖南市東寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東寺(2) II-3370	湖南市東寺・東寺五丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
丸山(1) II-3708	湖南市丸山二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
丸山(3) I-3338	湖南市丸山一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西寺⑦ II-3709	湖南市西寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩根(7) II-3724	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩根(15) I-3325	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩根(18) II-3353	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩根(19) II-3354	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩根(10) II-3719	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩根(11) I-3321	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩根(12) I-3322	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩根(13) I-3323	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩根(14) I-3324	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩根(17) II-3352	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菩提寺(28) I-3340	湖南市菩提寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菩提寺(29) II-3373	湖南市菩提寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菩提寺(8) II-3716	湖南市菩提寺・近江台二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菩提寺(9) I-3711	湖南市菩提寺・近江台一丁目・近江台二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菩提寺(31) I-3341	湖南市近江台二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菩提寺(30) II-3374	湖南市サイドタウン四丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菩提寺(20) II-3653	湖南市サイドタウン三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下田(12) II-3355	湖南市下田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下田(13) II-3356	湖南市下田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下田(14) II-3357	湖南市下田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩根(16) I-3326	湖南市岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大池町(1) I-3719	湖南市大池町・岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
水戸町(1) II-3725	湖南市水戸町・岩根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
水戸町(2) I-3327	湖南市水戸町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県甲賀土木事務所および湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第415号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
牧(2) II-4712	近江八幡市牧町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
牧(3) II-4713	近江八幡市牧町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石寺(6) I-4738	近江八幡市安土町石寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県東近江土木事務所および近江八幡市役所に



備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第416号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
集福寺川支流 1504125	長浜市西浅井町集福寺	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大川支流 2504126	長浜市西浅井町塩津中	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大浦川支流 3504122	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大浦川支流 3504123	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大浦川支流 3504124	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
菅浦(7) II-7849	長浜市西浅井町菅浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中之郷(10) III-7742	長浜市余呉町中之郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所木之本支所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第417号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
清水谷(1) 2521043	高島市マキノ町森西	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
北川支流(9) 1523006	高島市朽木能家	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
北川支流(10) 2523004	高島市朽木能家	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
北川支流(12) 2523006	高島市朽木能家	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
ミズヤ谷(1) 2523007	高島市朽木能家	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流(12) 2523017	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流(13) 2523018	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流(14) 2523036	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
海津(8) I-8003	高島市マキノ町海津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白谷(2) II-8702	高島市マキノ町白谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅原(6) I-8750	高島市今津町梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅原(7) II-8740	高島市今津町梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒川(5) I-8762	高島市朽木荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏(10) II-8757	高島市朽木宮前坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
能家(6) I-8782	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
能家(7) I-8783	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
能家(8) II-8780	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

能家(9) II-8781	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小入谷(1) II-8786	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小入谷(2) II-8788	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小入谷(3) II-8790	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小入谷(4) II-8791	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小入谷(5) II-8794	高島市朽木小入谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県高島土木事務所および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第418号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条および滋賀県特定調達契約の建設工事等に係る競争入札参加者の資格審査等に関する要綱(平成8年滋賀県告示第171号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、滋賀県が発注する特定建設工事に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 申請できる業種 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事のうち土木一式工事
- 2 申請をする者に必要な要件 入札参加資格の審査の申請をしようとする者は、この告示をした日の前日(以下「審査基準日」という。)において次に掲げる要件を全て満たしている者とする。
  - (1) 土木工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。
  - (2) 法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果(審査基準日において有効であり、かつ、最新のものに限り。)における土木一式工事に係る総合評定値が970点以上であること。
- 3 申請書類および配布開始時期
  - (1) 入札参加資格の審査の申請をしようとする者は、特定調達契約競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により申請すること。
    - ア 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書(2(2)の要件を満たすことを証するものに限り。)の写し
    - イ 土木一式工事に係る工事経歴書(アの通知書「完成工事高」欄に記載のある基準決算以前の決算に対応するものに限り。)
    - ウ 支店等から参加する場合にあっては、委任状および営業所一覧表
    - エ 建設業許可証明書(審査基準日において、発行後3か月以内のものに限り。)の写し
  - (2) 配布開始時期 平成30年9月28日(金)午前9時
- 4 申請書類の受付期間 平成30年10月1日(月)から平成30年10月12日(金)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの時間帯を除く。)とする。
 

なお、申請者が、他の時期に申請を希望する場合は、この限りでない。
- 5 申請書類の配布および受付場所 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県土木交通部監理課審査契約係 電話 077-528-4116
- 6 申請書類に使用する言語 日本語
- 7 一般競争入札に参加することができない者 要綱第2条第2項各号のいずれかに該当する者
- 8 資格審査の項目 平成20年国土交通省告示第85号第1に定める項目
- 9 資格審査の結果 申請者には、特定調達契約競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあっては、特定調達契約競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 10 資格の有効期間 決定した資格を通知した日から平成31年3月31日までとする。

公 告

**平成30年度技能検定(随時実施する2級)実施公告**

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、平成30年度技能検定を次のとおり実施

する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

随時実施する2級の技能検定(基礎級または基礎1級もしくは基礎2級の技能検定および当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者を対象とする2級(以下「随時2級」という。))

1 実施する検定職種

鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業および非鉄金属鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業およびプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業およびマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業およびダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(溶融亜鉛めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業および機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(コールドチャンパダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業および開閉制御器具組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業およびプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(織物・ニット浸染作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業および印刷箱製箱作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業およびブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業および石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業およびプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業およびボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業および噴霧塗装作業)および工業包装(工業包装作業)

2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料 実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料	
	一 般	若 年 者
機 械 検 査	14,900円	5,900円
婦 人 子 供 服 製 造	14,900円	5,900円
そ の 他 の 職 種	17,900円	8,900円

注 アにおいて「若年者」とは、平成30年4月1日現在において年齢35歳未満の者をいい、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって本邦に在留する者を除く。

イ 実施期日 実技試験は、平成30年11月1日(木)から平成31年3月31日(日)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日 学科試験は、平成30年11月1日(木)から平成31年3月31日(日)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

- イ 本人確認書類の写し(氏名および生年月日が確認できるものに限る。)
- ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- (2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目2番14号 電話 077-533-0850
- (3) 受付期間 随時受け付ける。
- (4) 受検申請に関する注意
  - ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書のうえ、返信用封筒(角形2号封筒)に宛先を記入し、1部の場合は切手140円分を同封し、2部以上の場合は問合せのうえ、滋賀県職業能力開発協会へ送付すること。
  - イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- 5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手料金は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。  
 なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- 6 合格の発表等
  - (1) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が書面で通知する。
  - (2) 技能検定合格証書の交付 随時2級の技能検定合格者には、滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、厚生労働大臣から技能士章が交付される。
- 7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会(電話 077-533-0850)または滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課(電話 077-528-3755)に問い合わせること。

-----  
**平成30年度前期技能検定合格者公告**

平成30年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号	
園芸装飾	室内園芸装飾	A 甲 0001	18-1-103-25-0001	
造園	造園工事	A 甲 0001	18-1-062-25-0001	
		C0004	18-1-062-25-0002	
		C0005	18-1-062-25-0003	
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	A 甲 0001	18-1-003-25-0001	
金属熱処理	一般熱処理	A 甲 0005	18-1-005-25-0001	
		A 甲 0006	18-1-005-25-0002	
		A 甲 0007	18-1-005-25-0003	
		C0001	18-1-005-25-0004	
		C0002	18-1-005-25-0005	
		C0004	18-1-005-25-0006	
		C0005	18-1-005-25-0007	
		C0006	18-1-005-25-0008	
		C0009	18-1-005-25-0009	
		C0012	18-1-005-25-0010	
		浸炭・浸炭窒化・窒化处理	A 甲 0001	18-1-005-25-0011
			A 甲 0002	18-1-005-25-0012
	A 甲 0006		18-1-005-25-0013	
	高周波・炎熱処理	A 甲 0007	18-1-005-25-0014	
		C0001	18-1-005-25-0015	
	A 甲 0007	18-1-005-25-0016		

		A 甲 0008	18-1-005-25-0017
		A 甲 0009	18-1-005-25-0018
		B0001	18-1-005-25-0019
		B0002	18-1-005-25-0020
		C0001	18-1-005-25-0021
		C0003	18-1-005-25-0022
		C0005	18-1-005-25-0023
機械加工	普通旋盤	A 甲 0001	18-1-006-25-0001
		B0001	18-1-006-25-0002
		C0003	18-1-006-25-0003
		C0007	18-1-006-25-0004
	数値制御旋盤	A 甲 0002	18-1-006-25-0005
		A 甲 0004	18-1-006-25-0006
		C0001	18-1-006-25-0007
	フライス盤	C0002	18-1-006-25-0008
		C0004	18-1-006-25-0009
	数値制御フライス盤	A 甲 0004	18-1-006-25-0010
		A 甲 0007	18-1-006-25-0011
		A 甲 0009	18-1-006-25-0012
		C0001	18-1-006-25-0013
		C0002	18-1-006-25-0014
		C0003	18-1-006-25-0015
		C0004	18-1-006-25-0016
		平面研削盤	C0002
	C0003		18-1-006-25-0018
	C0005		18-1-006-25-0019
	マシニングセンタ	A 甲 0003	18-1-006-25-0020
		A 甲 0007	18-1-006-25-0021
		A 甲 0008	18-1-006-25-0022
		B0001	18-1-006-25-0023
		C0001	18-1-006-25-0024
C0002		18-1-006-25-0025	
C0003		18-1-006-25-0026	
放電加工	数値制御形彫り放電加工	A 甲 0001	18-1-095-25-0001
	ワイヤ放電加工	A 甲 0001	18-1-095-25-0002
金属プレス加工	金属プレス	A 甲 0004	18-1-007-25-0001
		A 甲 0005	18-1-007-25-0002
		A 甲 0006	18-1-007-25-0003
		C0001	18-1-007-25-0004
		C0002	18-1-007-25-0005
鉄工	製缶	C0001	18-1-008-25-0001
	構造物鉄工	C0001	18-1-008-25-0002
		C0003	18-1-008-25-0003
建築板金	内外装板金	A 甲 0001	18-1-122-25-0001
		A 甲 0002	18-1-122-25-0002
		A 甲 0003	18-1-122-25-0003
		A 甲 0004	18-1-122-25-0004
仕上げ	治工具仕上げ	A 甲 0001	18-1-012-25-0001

		C0005	18-1-012-25-0002
	金型仕上げ	B0001	18-1-012-25-0003
	機械組立仕上げ	A甲0001	18-1-012-25-0004
		A甲0002	18-1-012-25-0005
		A甲0006	18-1-012-25-0006
		C0002	18-1-012-25-0007
		C0010	18-1-012-25-0008
切削工具研削	工作機械用切削工具研削	A甲0001	18-1-146-25-0001
電子機器組立て	電子機器組立て	A甲0001	18-1-015-25-0001
		B0001	18-1-015-25-0002
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	B0003	18-1-016-25-0001
建設機械整備	建設機械整備	C0002	18-1-068-25-0001
		C0006	18-1-068-25-0002
建具製作	木製建具手加工	A甲0001	18-1-125-25-0001
印刷	オフセット印刷	A甲0001	18-1-035-25-0001
		B0001	18-1-035-25-0002
		C0001	18-1-035-25-0003
プラスチック成形	射出成形	A甲0003	18-1-037-25-0001
		A甲0006	18-1-037-25-0002
		A甲0021	18-1-037-25-0003
		A甲0023	18-1-037-25-0004
		A甲0025	18-1-037-25-0005
		B0001	18-1-037-25-0006
		B0002	18-1-037-25-0007
		B0003	18-1-037-25-0008
		B0004	18-1-037-25-0009
		C0003	18-1-037-25-0010
		C0004	18-1-037-25-0011
		C0009	18-1-037-25-0012
		C0013	18-1-037-25-0013
		C0020	18-1-037-25-0014
C0023	18-1-037-25-0015		
石材施工	石張り	D0001	18-1-150-25-0001
	石積み	A甲0001	18-1-150-25-0002
とび	とび	A甲0001	18-1-040-25-0001
		A甲0002	18-1-040-25-0002
		A甲0003	18-1-040-25-0003
		A甲0004	18-1-040-25-0004
		A甲0006	18-1-040-25-0005
		A甲0007	18-1-040-25-0006
		A甲0008	18-1-040-25-0007
左官	左官	A甲0001	18-1-041-25-0001
		C0001	18-1-041-25-0002
		C0002	18-1-041-25-0003
タイル張り	タイル張り	A甲0001	18-1-044-25-0001
防水施工	アクリルゴム系塗膜防水工事	A甲0001	18-1-086-25-0001
		A甲0002	18-1-086-25-0002
		B0001	18-1-086-25-0003

		C0001	18-1-086-25-0004
		C0002	18-1-086-25-0005
	シーリング防水工事	B0001	18-1-086-25-0006
		B0003	18-1-086-25-0007
		B0004	18-1-086-25-0008
		C0001	18-1-086-25-0009
		C0003	18-1-086-25-0010
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事	B0002	18-1-152-25-0001
		C0001	18-1-152-25-0002
		D0001	18-1-152-25-0003
熱絶縁施工	保温保冷工事	A 甲 0004	18-1-049-25-0001
表装	壁装	A 甲 0003	18-1-059-25-0001
		C0001	18-1-059-25-0002
		C0002	18-1-059-25-0003
塗装	建築塗装	A 甲 0002	18-1-060-25-0001
		A 甲 0003	18-1-060-25-0002
		C0001	18-1-060-25-0003
		C0004	18-1-060-25-0004
	金属塗装	A 甲 0002	18-1-060-25-0005
		B0005	18-1-060-25-0006
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ	A 甲 0002	18-1-061-25-0001

## 2 級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
園芸装飾	室内園芸装飾	B0001	18-2-103-25-0001
造園	造園工事	A 甲 0001	18-2-062-25-0001
		A 甲 0006	18-2-062-25-0002
		A 甲 0008	18-2-062-25-0003
		A 甲 0011	18-2-062-25-0004
		A 甲 0014	18-2-062-25-0005
		A 甲 0015	18-2-062-25-0006
		C0003	18-2-062-25-0007
		C0005	18-2-062-25-0008
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	A 甲 0002	18-2-003-25-0001
		A 甲 0003	18-2-003-25-0002
		A 甲 0004	18-2-003-25-0003
金属熱処理	一般熱処理	A 甲 0001	18-2-005-25-0001
		A 甲 0002	18-2-005-25-0002
		A 甲 0003	18-2-005-25-0003
		A 甲 0004	18-2-005-25-0004
		A 甲 0005	18-2-005-25-0005
		A 甲 0006	18-2-005-25-0006
		A 甲 0009	18-2-005-25-0007
		A 甲 0011	18-2-005-25-0008
		A 甲 0012	18-2-005-25-0009
		A 甲 0013	18-2-005-25-0010
		A 甲 0014	18-2-005-25-0011
		A 甲 0015	18-2-005-25-0012
		A 甲 0016	18-2-005-25-0013

		A 甲 0018	18-2-005-25-0014
		A 甲 0019	18-2-005-25-0015
		A 甲 0020	18-2-005-25-0016
		A 甲 0022	18-2-005-25-0017
		A 甲 0026	18-2-005-25-0018
		A 甲 0027	18-2-005-25-0019
		A 甲 0030	18-2-005-25-0020
		A 甲 0033	18-2-005-25-0021
		A 甲 0034	18-2-005-25-0022
		A 甲 0035	18-2-005-25-0023
		B0002	18-2-005-25-0024
		C0001	18-2-005-25-0025
		C0002	18-2-005-25-0026
		C0003	18-2-005-25-0027
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理	A 甲 0002	18-2-005-25-0028
		A 甲 0003	18-2-005-25-0029
		A 甲 0004	18-2-005-25-0030
		A 甲 0005	18-2-005-25-0031
		A 甲 0006	18-2-005-25-0032
		A 甲 0007	18-2-005-25-0033
	高周波・炎熱処理	A 甲 0002	18-2-005-25-0034
		A 甲 0004	18-2-005-25-0035
		A 甲 0006	18-2-005-25-0036
		A 甲 0007	18-2-005-25-0037
		A 甲 0009	18-2-005-25-0038
		A 甲 0011	18-2-005-25-0039
		A 甲 0013	18-2-005-25-0040
		B0001	18-2-005-25-0041
		C0001	18-2-005-25-0042
		C0002	18-2-005-25-0043
		C0003	18-2-005-25-0044
		C0004	18-2-005-25-0045
		C0005	18-2-005-25-0046
		C0006	18-2-005-25-0047
		C0007	18-2-005-25-0048
		C0008	18-2-005-25-0049
		C0009	18-2-005-25-0050
		C0010	18-2-005-25-0051
機械加工	普通旋盤	A 甲 0002	18-2-006-25-0001
		A 甲 0003	18-2-006-25-0002
		A 甲 0004	18-2-006-25-0003
		A 甲 0011	18-2-006-25-0004
		A 甲 0012	18-2-006-25-0005
		A 甲 0013	18-2-006-25-0006
		A 甲 0014	18-2-006-25-0007
		A 甲 0015	18-2-006-25-0008
		A 甲 0023	18-2-006-25-0009
		A 甲 0024	18-2-006-25-0010



	A 甲 0025	18-2-006-25-0011
	A 甲 0026	18-2-006-25-0012
	A 甲 0029	18-2-006-25-0013
	C0001	18-2-006-25-0014
	C0003	18-2-006-25-0015
	C0004	18-2-006-25-0016
	C0005	18-2-006-25-0017
	C0006	18-2-006-25-0018
	C0007	18-2-006-25-0019
	C0008	18-2-006-25-0020
	C0010	18-2-006-25-0021
	C0012	18-2-006-25-0022
	C0013	18-2-006-25-0023
	C0014	18-2-006-25-0024
	C0018	18-2-006-25-0025
	C0019	18-2-006-25-0026
	D0001	18-2-006-25-0027
	D0002	18-2-006-25-0028
数値制御旋盤	A 甲 0002	18-2-006-25-0029
	A 甲 0003	18-2-006-25-0030
	A 甲 0004	18-2-006-25-0031
	C0001	18-2-006-25-0032
	C0002	18-2-006-25-0033
	D0001	18-2-006-25-0034
フライス盤	C0001	18-2-006-25-0035
	C0002	18-2-006-25-0036
	C0006	18-2-006-25-0037
	C0009	18-2-006-25-0038
	C0010	18-2-006-25-0039
	C0012	18-2-006-25-0040
	D0001	18-2-006-25-0041
	D0002	18-2-006-25-0042
	D0003	18-2-006-25-0043
数値制御フライス盤	A 甲 0001	18-2-006-25-0044
	A 甲 0002	18-2-006-25-0045
	A 甲 0003	18-2-006-25-0046
	A 甲 0004	18-2-006-25-0047
	B0001	18-2-006-25-0048
	C0001	18-2-006-25-0049
	C0002	18-2-006-25-0050
	C0003	18-2-006-25-0051
平面研削盤	A 甲 0001	18-2-006-25-0052
	A 甲 0002	18-2-006-25-0053
	A 甲 0006	18-2-006-25-0054
	B0001	18-2-006-25-0055
	C0001	18-2-006-25-0056
	C0002	18-2-006-25-0057
	C0003	18-2-006-25-0058

		C0006	18-2-006-25-0059	
	円筒研削盤	A 甲 0001	18-2-006-25-0060	
	ホブ盤	C0001	18-2-006-25-0061	
	マシニングセンタ	A 甲 0003	18-2-006-25-0062	
		A 甲 0004	18-2-006-25-0063	
		A 甲 0006	18-2-006-25-0064	
		A 甲 0010	18-2-006-25-0065	
		A 甲 0011	18-2-006-25-0066	
		A 甲 0012	18-2-006-25-0067	
		A 甲 0017	18-2-006-25-0068	
		B0001	18-2-006-25-0069	
		C0001	18-2-006-25-0070	
		C0002	18-2-006-25-0071	
		C0003	18-2-006-25-0072	
放電加工		ワイヤ放電加工	A 甲 0001	18-2-095-25-0001
			C0001	18-2-095-25-0002
	C0002		18-2-095-25-0003	
	C0003		18-2-095-25-0004	
金属プレス加工	金属プレス	B0001	18-2-007-25-0001	
		B0002	18-2-007-25-0002	
		B0003	18-2-007-25-0003	
鉄工	製缶	A 甲 0002	18-2-008-25-0001	
		A 甲 0003	18-2-008-25-0002	
		A 甲 0005	18-2-008-25-0003	
		A 甲 0006	18-2-008-25-0004	
		A 甲 0007	18-2-008-25-0005	
		A 甲 0008	18-2-008-25-0006	
	構造物鉄工	C0002	18-2-008-25-0007	
		C0003	18-2-008-25-0008	
建築板金	内外装板金	A 甲 0002	18-2-122-25-0001	
仕上げ	治工具仕上げ	A 甲 0001	18-2-012-25-0001	
		A 甲 0004	18-2-012-25-0002	
		A 甲 0007	18-2-012-25-0003	
		B0001	18-2-012-25-0004	
		B0003	18-2-012-25-0005	
		C0001	18-2-012-25-0006	
		C0002	18-2-012-25-0007	
		C0003	18-2-012-25-0008	
		C0004	18-2-012-25-0009	
		C0006	18-2-012-25-0010	
		機械組立仕上げ	A 甲 0001	18-2-012-25-0011
	A 甲 0003		18-2-012-25-0012	
	B0001		18-2-012-25-0013	
	B0002		18-2-012-25-0014	
	C0001		18-2-012-25-0015	
	C0002		18-2-012-25-0016	
	C0003		18-2-012-25-0017	
	C0004	18-2-012-25-0018		

		C0005	18-2-012-25-0019
		C0006	18-2-012-25-0020
		C0011	18-2-012-25-0021
		C0013	18-2-012-25-0022
		D0001	18-2-012-25-0023
		D0002	18-2-012-25-0024
		D0003	18-2-012-25-0025
切削工具研削	工作機械用切削工具研削	C0001	18-2-146-25-0001
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト	A 甲 0001	18-2-014-25-0001
		A 甲 0002	18-2-014-25-0002
		A 甲 0003	18-2-014-25-0003
		A 甲 0004	18-2-014-25-0004
		A 甲 0005	18-2-014-25-0005
電子機器組立て	電子機器組立て	A 甲 0012	18-2-015-25-0001
		A 甲 0014	18-2-015-25-0002
		A 甲 0015	18-2-015-25-0003
		C0001	18-2-015-25-0004
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て	C0003	18-2-016-25-0001
		C0004	18-2-016-25-0002
建設機械整備	建設機械整備	C0001	18-2-068-25-0001
印刷	オフセット印刷	C0001	18-2-035-25-0001
		C0002	18-2-035-25-0002
プラスチック成形	射出成形	A 甲 0003	18-2-037-25-0001
		A 甲 0004	18-2-037-25-0002
		A 甲 0007	18-2-037-25-0003
		A 甲 0008	18-2-037-25-0004
		A 甲 0009	18-2-037-25-0005
		A 甲 0015	18-2-037-25-0006
		A 甲 0017	18-2-037-25-0007
		A 甲 0018	18-2-037-25-0008
		A 甲 0022	18-2-037-25-0009
		A 甲 0024	18-2-037-25-0010
		A 甲 0032	18-2-037-25-0011
		A 甲 0033	18-2-037-25-0012
		A 甲 0035	18-2-037-25-0013
		A 甲 0036	18-2-037-25-0014
		C0004	18-2-037-25-0015
		C0009	18-2-037-25-0016
		C0013	18-2-037-25-0017
とび	とび	A 甲 0001	18-2-040-25-0001
		A 甲 0002	18-2-040-25-0002
化学分析	化学分析	A 甲 0001	18-2-056-25-0001
		A 甲 0003	18-2-056-25-0002
		A 甲 0004	18-2-056-25-0003
		A 甲 0006	18-2-056-25-0004
		A 甲 0007	18-2-056-25-0005
		A 甲 0008	18-2-056-25-0006
		B0001	18-2-056-25-0007

表装	壁装	A 甲 0002	18-2-059-25-0001
塗装	金属塗装	A 甲 0001	18-2-060-25-0001
		A 甲 0002	18-2-060-25-0002
		A 甲 0004	18-2-060-25-0003
		A 甲 0007	18-2-060-25-0004
		A 甲 0009	18-2-060-25-0005
		A 甲 0012	18-2-060-25-0006
		A 甲 0013	18-2-060-25-0007
		A 甲 0014	18-2-060-25-0008
		B0002	18-2-060-25-0009
		C0004	18-2-060-25-0010
	C0006	18-2-060-25-0011	
建築大工	大工工事	D0001	18-2-038-25-0001

3級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号	
金属熱処理	一般熱処理	A 甲 0001	18-3-005-25-0001	
		A 甲 0002	18-3-005-25-0002	
		A 甲 0003	18-3-005-25-0003	
		浸炭・浸炭窒化・窒化处理	A 甲 0001	18-3-005-25-0004
	高周波・炎熱処理	A 甲 0002	18-3-005-25-0005	
		A 甲 0003	18-3-005-25-0006	
		A 甲 0005	18-3-005-25-0007	
		B0001	18-3-005-25-0008	

単一等級

検定職種	作業	受検番号	技能士番号
産業洗浄	高压洗浄	A 甲 0003	18-単-159-25-0001
		C0001	18-単-159-25-0002

平成30年経営事項審査等実施公告

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第19条の6第1項および第21条の2第1項の規定に基づき、経営規模等評価の申請および総合評定値の請求の時期および方法等を次のとおり定めたので、公告する。

なお、経営状況分析の申請については、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の24第1項の登録経営状況分析機関が建設業法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期および方法等に従い、行うものとする。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

1 申請日および受付場所

- (1) 申請の受付は、決算期ごとに別表に定める申請日および受付場所において午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)を行う。ただし、申請日および受付場所は、会場等の都合により変更する場合がある。
- (2) 新たに経営事項審査申請等しようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)は、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課がこの公告の日から平成30年12月21日(金)までの間において指定した日時および場所において補完的に受付を行う。
- (3) 主たる営業所を滋賀県に有し建設業に係る国土交通大臣の許可を有する者ならびに組織変更および承継をした者については、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課が指定した日時および場所において受付を行う場合がある。

2 申請の受付方法

- (1) 平成29年中に経営事項審査を受審した者に対しては、前回の審査基準月(決算月)ごとおよび主たる営業所の所在地ごとに受付日時および場所を指定し、通知する。
- (2) 新たに経営事項審査申請等しようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)、決算期変更が生じた者、組織変更後第1期決算を終えた者または指定した日時に都合がつかない者は、別表に定

める申請日および受付場所のうちから希望するものをあらかじめ予約すること。

- (3) 主たる営業所を滋賀県に有し建設業に係る国土交通大臣の許可を有する者で(1)および(2)に該当しないものならばに組織変更および承継をした者は、予約等について滋賀県土木交通部監理課に問い合わせること。

予約受付は、次の専用電話番号のみで行う。

専用電話番号 077-527-5678

電話予約の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とし、予約受付期間は、別表に定めるとおり（閉庁日を除く。）とする。

- 3 公告に関する問合せ先 滋賀県土木交通部監理課建設業係 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4114

別表 平成30年経営事項審査申請等受付時期（対象：平成30年5月～平成30年9月決算法人）

審査対象者 所在市・郡	法人 個人	審査基準月 (決算月)	申 請 日	受 付 場 所	新規申請者、決算期変更の生じた者等の電話 予約受付期間（閉庁日を除く午前9時から午後 5時まで（正午から午後1時までを除く。））
大 津 市	法人	平成30年5月、6月	平成30年11月12日(月)、13日(火)	大津合同庁舎7階7B会議室	平成30年10月12日(金)～平成30年11月5日(月)
		7月	平成30年11月28日(水)		平成30年10月26日(金)～平成30年11月21日(水)
		8月	平成30年12月3日(月)	大津合同庁舎5階5A会議室	平成30年11月2日(金)～平成30年11月26日(月)
		9月	平成30年12月19日(水)、20日(木)		平成30年11月19日(月)～平成30年12月12日(水)
草 津 市 守 山 市 栗 東 市 野 洲 市	法人	平成30年5月	平成30年10月30日(火)	南部合同庁舎本館4階4A会議室	平成30年9月28日(金)～平成30年10月23日(火)
		6月	平成30年11月16日(金)		平成30年10月16日(火)～平成30年11月9日(金)
		7月	平成30年11月21日(水)		平成30年10月19日(金)～平成30年11月14日(水)
		8月	平成30年11月30日(金)		平成30年10月30日(火)～平成30年11月23日(金)
		8月、9月	平成30年12月17日(月)、18日(火)		平成30年11月16日(金)～平成30年12月10日(月)
甲 賀 市 湖 南 市	法人	平成30年5月、6月	平成30年11月14日(水)、15日(木)	甲賀合同庁舎1階1A会議室	平成30年10月12日(金)～平成30年11月7日(水)
		7月	平成30年11月26日(月)		平成30年10月26日(金)～平成30年11月19日(月)
		8月、9月	平成30年12月7日(金)		平成30年11月7日(水)～平成30年11月30日(金)
近 江 八 幡 市 東 近 江 市 蒲 生 郡	法人	平成30年5月、6月	平成30年11月7日(水)、8日(木)、9日(金)	東近江合同庁舎3階3C会議室	平成30年10月5日(金)～平成30年10月31日(水)
		7月	平成30年11月27日(火)		平成30年10月26日(金)～平成30年11月20日(火)
		8月	平成30年12月4日(火)		平成30年11月2日(金)～平成30年11月27日(火)
		9月	平成30年12月10日(月)、11日(火)		平成30年11月9日(金)～平成30年12月3日(月)
彦 根 市 愛 知 郡 犬 上 郡	法人	平成30年5月	平成30年10月31日(水)	湖東合同庁舎1階1C会議室	平成30年10月1日(月)～平成30年10月24日(水)
		6月、7月	平成30年11月19日(月)、20日(火)		平成30年10月19日(金)～平成30年11月12日(月)
		8月	平成30年12月5日(水)		平成30年11月5日(月)～平成30年11月28日(水)
		9月	平成30年12月14日(金)		平成30年11月14日(水)～平成30年12月7日(金)
長 浜 市 米 原 市	法人	平成30年5月、6月	平成30年11月1日(木)、2日(金)、5日(月)	湖北合同庁舎1階第1会議室	平成30年10月1日(月)～平成30年10月25日(木)
		7月	平成30年11月22日(木)		平成30年10月22日(月)～平成30年11月15日(木)
		8月	平成30年12月6日(木)		平成30年11月6日(火)～平成30年11月29日(木)
		9月	平成30年12月13日(木)		平成30年11月13日(火)～平成30年12月6日(木)
高 島 市	法人	平成30年5月、6月	平成30年11月6日(火)	高島合同庁舎2階2A会議室	平成30年10月5日(金)～平成30年10月30日(火)
		7月、8月	平成30年11月29日(木)		平成30年10月29日(月)～平成30年11月22日(木)
		9月	平成30年12月12日(水)		平成30年11月12日(月)～平成30年12月5日(水)

---

**都市計画変更の図書の写しの縦覧公告**

長浜市が平成30年9月28日に変更した彦根長浜都市計画公園に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

**図書の縦覧場所**

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

---

**建築士免許取消し公告**

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 免許の取消しをした年月日 平成30年9月19日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 木上秀信  
二級建築士または木造建築士の別 二級建築士  
登録番号 第1831号
- 3 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため

---

**一般競争入札の公告**

原松原線補助都市計画街路工事に係る工事請負契約について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価方式による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6および第167条の10の2第6項の規定により公告する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項等
  - (1) 工事名 平成30年度 第1-1号 原松原線補助都市計画街路工事
  - (2) 工事場所 彦根市原町他
  - (3) 工事概要 工事施工延長 1,233m(トンネル工1,135m、NATM工法、内空断面積73.7㎡)  
明かり部道路工 一式、仮設工 一式
  - (4) 工期 契約成立の日より5日以内の日から平成34年5月31日まで
  - (5) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
  - (6) この入札は、競争入札参加資格の確認申請時に技術提案に関する資料を受け付け、入札価格以外の評価項目と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。詳細は、入札説明書による。この工事は、「週休2日チャレンジ型工事」である。
  - (7) この入札は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式による入札とする。詳細は、入札説明書および特記仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 入札参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。
  - (1) 共同企業体としての要件
    - ア 自主的に結成された共同企業体であること。
    - イ 構成員は、3者であること。
    - ウ 経営の形態は、共同施工方式であること。
    - エ 1構成員の出資比率は、20パーセント以上であること。
  - (2) 共同企業体の全ての構成員が満たすべき要件
    - ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - イ 入札参加者に必要な資格等(平成30年滋賀県告示第418号)に規定する資格を有すると認められて、滋賀県特

定調達契約入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

ウ 土木工事業（土木一式工事）に係る特定建設業の許可を有する者であること。

エ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

オ 次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 共同企業体入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

キ この競争入札に関し、他の共同企業体の構成員でないこと。

ク この工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者でないこと。

ケ この公告の日（以下「公告日」という。）において調査基準価格を下回った価格をもって単独で契約した滋賀県発注工事（公社、事業団を除く。）で施工中の工事が2件以上ないこと。ただし、優良な工事成績を有する者は、この限りでない。

コ 公告日以前3か月において、滋賀県発注の土木一式工事について評定点60点未満の成績評定通知を受けた者でないこと。

(3) 共同企業体の代表構成員が満たすべき要件

ア 出資比率が他の構成員を上回っていること。

イ 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（公告日において有効であり、かつ、最新のものに限り。）における土木一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。

ウ 公告日の前日から起算して前15年以内の期間（以下「前15年間」という。）に引渡し完了した、NATM工法による内空断面積60㎡以上かつ延長500m以上の道路トンネル工事を単体で、または共同企業体の構成員（出資比率が20パーセント以上の者に限り。）として元請契約し、完成させた施工実績を有すること。ただし、民間（電力10社、高速道路6社、旅客鉄道6社を除く。）の工事は、実績として認めない。

エ 次に掲げる要件を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく適正な資格を有すること。

(イ) ウに主任技術者または監理技術者として、トンネル本体工事の着工の日から完了の日まで、従事した経験を有すること。

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有するとともに、監理技術者講習修了証の交付を受けていること。

(4) 共同企業体の構成員（代表構成員を除く。）が満たすべき要件

ア 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（公告日において有効であり、かつ、最新のものに限り。）における土木一式工事の総合評定値が970点以上であること。

イ 建設業法に基づく適正な主任技術者を当該工事現場に専任で配置できること。

(5) この工事に係る技術提案書を提出し、その内容が適正であること。技術提案書の作成に当たっては、入札説明書、入札説明書（別紙-1）、特記仕様書および図面等を参考とすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次に示



す書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。

必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 共同企業体入札参加資格確認申請書
- (2) 建設工事共同企業体協定書の原本
- (3) 共同企業体に関する委任状
- (4) 2(1)、(3)および(4)の要件を満たしていることを証明する書類
- (5) 誓約書

#### 4 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法 入札参加者は、入札価格、技術提案をもって入札に参加し、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、(2)の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないとおそれがあると認められたとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適正であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

- (2) 総合評価の方法

ア 標準点を100点とし、加算点および施工体制評価点の配点は入札説明書(別紙-1)による。

イ 次に掲げる評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、更に技術提案の内容の評価に応じ、加算点を与える。詳細は、入札説明書(別紙-1)による。

(ア) 目的物の品質に関する事項

(イ) 施工上の課題に関する事項

ウ 入札価格および入札価格以外の評価項目による総合評価は、競争参加者の標準点およびイによって得られる加算点の合計点を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

- (3) 技術提案書の採否

ア 技術提案書の採否については、入札参加資格の確認の通知と併せて通知する。

イ 期限までに技術提案書の提出がない者および技術提案書の内容が適正でない者は、この入札に参加することができない。

- (4) 技術提案の履行に関する事項 (2)イで求めた技術提案の履行状況から、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減じる。詳細は、入札説明書(別紙-1)による。また、故意または過失により提案内容が実施されていないと認める場合は、契約違反として取り扱う場合がある。

#### 5 入札手続

- (1) 担当部局

ア 入札、契約等に関する事項 滋賀県土木交通部監理課審査契約係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4116

イ 仕様、図面等に関する事項 滋賀県土木交通部都市計画課都市行政係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4181

- (2) 入札説明書等の交付

ア 期間 平成30年9月28日(金)から同年12月19日(水)まで(滋賀県の休日(以下「休日」という。))を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの時間帯を除く。)

イ 場所 (1)イに示す部局

ウ 方法 電子データをCD-ROM形式で交付する。なお、受領に当たっては、交付するCD-Rに替わるCD-Rを提出すること。

- (3) 共同企業体入札参加資格確認申請書(以下「JV申請書」という。)および入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出

ア 期間 平成30年10月1日(月)から同月29日(月)まで(休日(以下「休日」という。))を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの時間帯を除く。)

イ 場所 (1)アに示す部局

ウ 方法 持参による。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出

ア 期間 平成30年10月1日(月)から同月29日(月)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの時間帯を除く。)

イ 場所 (1)アに示す部局

ウ 方法 持参による。

(5) 技術提案書の提出

ア 期間 平成30年10月1日(月)から同月29日(月)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの時間帯を除く。)

イ 場所 (1)イに示す部局

ウ 部数 正本1部

エ 方法 持参による。

オ 作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 入札参加資格の確認

ア 入札参加者に必要な資格に関する事項を審査し、その結果は、平成30年11月19日(月)付けで申請者宛てに郵送により書面で通知する。

イ 提出期限までに(3)から(5)までに定めるところにより必要な書類を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加できない。

(7) 入札および開札の日時等

ア 日時 平成30年12月20日(木)午前10時

イ 場所 大津市松本一丁目2番1号 大津合同庁舎3階入札室

ウ 入札書の提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)とし、他の方法による提出は、受け付けない。

エ 郵便入札の取扱い 郵便入札にあっては、「原松原線都市計画街路工事入札書在中」と記載した封筒に封緘し、平成30年12月19日(水)午後4時までに滋賀県土木交通部監理課審査契約係(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)に必着のこと。

オ 積算内訳書の提出

(7) 入札書に記載される入札価格に対応した積算内訳書を入札書と同時に提出すること。なお、郵便入札にあっては、入札書と同封し送付すること。

(イ) 積算内訳書の様式は、別に定める様式を使用すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

(2) 入札保証金および契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の20分の1以上を納付すること。ただし、利付国債の提供または金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、または契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。なお、期限までに入札保証金の納付等がない者は、この入札に参加することができない。

イ 契約保証金 落札金額の10分の1以上を納付すること。ただし、利付国債の提供または保証事業者もしくは金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結または公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第199条の規定に該当する入札

イ J V申請書、提出した資料等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 滋賀県建設工事等入札執行要領(以下「要領」という。)およびこの公告に示した入札に関する条件に違反した入札

(4) この工事に係る入札は、低入札価格調査制度を適用する。

ア 4(1)に規定する落札者の決定に当たっては、施行令第167条の10の2第2項に定める低入札価格調査制度を適用する。

イ 要領第17条第1項ただし書の基準として、調査基準価格を設定し、この価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査審査委員会の審査を経て、落札者を決定する。その結果は、当該決定

の日以降、入札者全員に対し通知を行う。

ウ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、評価値が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。

エ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、必要な資料の提出等、滋賀県が行う調査に協力しなければならない。

オ 低入札価格調査制度を行うに当たり、調査基準価格を下回る入札者が多数となった場合は、複数の調査対象者に対して同時に調査を行うことがある。

カ この入札は、滋賀県が定める低入札価格調査実施要領に定める「STEP1調査」を実施することなく、「STEP2調査」を実施する。

(5) 調査基準価格を下回った価格により契約する場合の付加要件

ア 2(3)エで配置する主任技術者または監理技術者とは別に、2(3)エの要件を満たす技術者を配置すること。

イ 契約保証金は、(2)イの規定にかかわらず、落札金額の10分の3以上を納付すること。ただし、利付国債の提供または保証事業会社もしくは金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結または公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(6) 契約の締結

ア この工事の契約については、滋賀県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

イ 落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、落札者または落札者を構成する共同企業体の構成員が、次に該当することとなった場合は、契約を締結しない。

(7) 2(2)ア、ウ、エまたはオに掲げる要件を満たさないこととなった場合

(イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けた場合

ウ 契約書作成の要否 要

(7) 支払条件

ア この工事は、工期に相当する年度の債務負担行為で、支払年度区分を設ける。

イ 前金払の有無 有

ウ 中間前金払の有無 有

エ 部分払の有無 有

(8) この工事は、平成30年度債務負担行為につき、平成31年度以降に係る支払いは各年4月1日以降とする。

なお、支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、予算の都合により変更することがある。

平成30年度 約0.4パーセント

平成31年度 約24.4パーセント

平成32年度 約25.3パーセント

平成33年度 約25.3パーセント

平成34年度 約24.6パーセント

(9) 現場説明の有無 無

(10) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Subject matter of the contract: The construction work of the tunnel, the city planning road hara-matsubara line.

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for the confirmation of qualification: 4:00 PM Japan time, October 29, 2018

(3) Date and time of submission of bids: 10:00 AM Japan time, December 20, 2018 (Deadline for bids submitted by mail: 4:00 PM Japan time, December 19, 2018)

(4) For further information, contact: City Planning Division, Department of Public Works and Transportation, Shiga prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga, 520-8577, Japan, TEL +81-77-528-4181

-----  
随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託業務名および数量 滋賀県財務会計システム更新対応業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県会計管理局管理課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4325
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年8月30日(木)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本電気株式会社 滋賀支店 支店長 中田洋介
- 5 随意契約に係る契約金額 176,862,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

健康福祉事務所告示

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年9月28日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
甲賀市社協ヘルパーステーションみなくち	甲賀市水口町水口5609番地	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 会長 嘉郷重郷	甲賀市水口町水口5609番地	重度訪問介護	2511400125	平成30.9.30
甲賀市社協ヘルパーステーションこうか	甲賀市甲賀町大原中886番地	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 会長 嘉郷重郷	甲賀市水口町水口5609番地	重度訪問介護	2511400133	平成30.9.30
甲賀市社協ヘルパーステーションこうなん	甲賀市甲南町寺庄960番地	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 会長 嘉郷重郷	甲賀市水口町水口5609番地	重度訪問介護	2511400141	平成30.9.30
甲賀市社協ヘルパーステーションしがらき	甲賀市信楽町長野1203番地	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 会長 嘉郷重郷	甲賀市水口町水口5609番地	重度訪問介護	2511400158	平成30.9.30
甲賀市社協ヘルパーステーションつちやま	甲賀市土山町北土山1714番地1	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 会長 嘉郷重郷	甲賀市水口町水口5609番地	重度訪問介護	2511400273	平成30.9.30

病院事業庁規程

滋賀県病院事業庁規程第7号

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号)の一部を次のように改正する。

平成30年9月28日

滋賀県病院事業庁長 宮川正和

第6条に次の2項を加える。

2 前項の変形労働時間制に係る勤務時間の割振りは、別表のとおりとする。

3 病院事業庁長は、業務その他の都合により、前項に定める勤務時間を変更する必要があるときは、別に定めることができる。

付則の次に次の別表を加える。

別表(第6条関係)

病院名	職種等	勤務時間			休憩
		区分	始業時間	終業時間	
総合病院	病棟に勤務する看護師、介護職員	日勤	8時30分	17時15分	60分
		準夜	16時30分	1時15分	60分
		深夜	0時30分	9時15分	60分
		早出A	7時00分	15時45分	60分
		早出B	7時30分	16時15分	60分
		早出C	8時00分	16時45分	60分
		遅出A	10時30分	19時15分	60分
		遅出B	12時00分	20時45分	60分
		遅出C	11時30分	20時15分	60分
		長日勤	8時30分	20時45分	90分
		長夜勤	20時15分	9時00分	120分
		医師、看護師(看護師長)	日勤	8時30分	17時15分
	救急A		8時30分	23時00分	90分
	救急B		8時30分	11時00分	0分
	救急C		14時45分	17時15分	0分
	外来に勤務する看護師	日勤	8時30分	17時15分	60分
		救急A	8時30分	23時00分	90分
		救急B	8時30分	11時00分	0分
		救急C	14時45分	17時15分	0分
		救急D	8時30分	9時00分	0分
		救急I	8時30分	17時45分	60分
		救急J	8時30分	18時15分	60分
		救急K	8時30分	18時45分	60分
		救急L	8時30分	19時15分	60分
		早出A	7時00分	15時45分	60分
		早出B	7時30分	16時15分	60分
		早出C	8時00分	16時45分	60分
		遅出A	10時30分	19時15分	60分
		遅出B	12時00分	20時45分	60分
		遅出C	11時30分	20時15分	60分
		診療放射線技師、臨床検査技師	日勤	8時30分	17時15分
	救急A		8時30分	23時00分	90分
	救急B		8時30分	11時00分	0分
	救急C		14時45分	17時15分	0分
	救急D		8時30分	9時00分	0分
	救急E		6時30分	17時15分	60分

		救急F	7時00分	17時15分	60分
		救急G	7時30分	17時15分	60分
		救急H	8時00分	17時15分	60分
		救急I	8時30分	17時45分	60分
		救急J	8時30分	18時15分	60分
		救急K	8時30分	18時45分	60分
		救急L	8時30分	19時15分	60分
		早出A	7時00分	15時45分	60分
		早出B	7時30分	16時15分	60分
		早出C	8時00分	16時45分	60分
		遅出A	10時30分	19時15分	60分
		遅出B	12時00分	20時45分	60分
		遅出C	11時30分	20時15分	60分
		遅出D	9時30分	18時15分	60分
	薬剤師	日勤	8時30分	17時15分	60分
		夜勤	16時30分	9時00分	60分
	管理栄養士	日勤	8時30分	17時15分	60分
		早出	7時50分	16時35分	60分
		遅出	9時30分	18時15分	60分
小児保健医療センター	病棟に勤務する看護師	日勤	8時30分	17時15分	60分
		準夜勤	16時30分	1時15分	60分
		深夜勤	0時30分	9時15分	60分
		早出	7時00分	15時15分	60分
		遅出	12時00分	20時45分	60分
精神医療センター	病棟に勤務する看護師	日勤	8時30分	17時15分	60分
		中勤	16時30分	22時30分	0分
		深夜勤	22時00分	9時00分	90分
		遅出1	15時30分	21時30分	0分
		遅出2	12時45分	21時30分	60分

付 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

正 誤

平成28年9月21日付け第4207号滋賀県告示第424号中

ページ	行	誤	正
2	下から14	1254まで、1258から1261まで	1253まで、1254－1、1258、1259、1260－1、1261－1